

## 「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「ふくおか教育月間」のイメージキャラクターである「ミライル」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領におけるキャラクターとは、別紙に掲げるものをいう。

### (設定)

第3条 この要領におけるキャラクターの設定は、次の各号のとおりとする。

- (1) これから社会にはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精であること。
- (2) 胴体の左右にある翼は、何でも持てるように変化すること。

### (使用承認申請等)

第4条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめ「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用申請書(様式第1号)を福岡県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、「ふくおか教育月間」の趣旨に沿って、別紙に掲げるキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 福岡県(教育委員会を含む。)及び福岡県の外郭団体が使用する場合。
  - (2) 福岡県内の地方公共団体(教育委員会を含む。)、学校及び各種学校が使用する場合。
  - (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合。
- 2 教育長は、前項の規定による使用の申請があった場合において、その内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。
- (1) 「ふくおか教育月間」の趣旨に反すると認められる場合。
  - (2) 福岡県の信用または品位を害すると認められる場合。
  - (3) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合。
  - (4) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合。
  - (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。)の趣旨に反し暴力団を利することとなると認められる場合。
  - (6) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められる場合。
  - (7) 営業または販売物に使用する場合。ただし、福岡県の教育の向上につながると教育長が認める場合を除く。
  - (8) その他、教育長が不適切であると判断した場合。
- 3 第1項の承認は、「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用承認通知書(様式第2号)をもって通知する。

### (使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 原則として、キャラクターに近接して『ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」』、『これから社会にはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です』と表記すること。
- (5) 承認された用途のみに使用し、教育長が付した条件・指示に従うこと。

(見本品の提出)

第7条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者は、当該承認に係る見本品等を速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

- 第8条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用承認変更申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。
  - 3 変更申請の承認後についても、第6条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

- 第9条 教育長は、キャラクターの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取り消しは、「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)をもって通知する。
  - 3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

- 第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、福岡県はその責めを負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、福岡県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、教育庁教育総務部教育イノベーション推進課が行う。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月18日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

福岡県教育委員会教育長 殿

(申請者) 住 所  
氏 名

(名称および代表者)

「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用申請書

以下のとおり、「ふくおか教育月間」イメージキャラクターを使用したいので申請します。

また、「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用取扱要領を遵守し、同要領第4条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 作成数	
5 連絡先	(担当者)  (電話番号)
6 使用計画	

※ 添付書類 ・別紙(暴力団排除に関する誓約書)

・企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

・申請者の概要、状況を示すもの

・その他参考となるもの

(ただし、申請者が国及び地方公共団体など、教育長が認める団体の場合は別紙については省略可とする。)

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

福岡県教育委員会 教育長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

住 所

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。）に基づき、県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように必要な措置を講じていることを認識したうえで、裏面の記載事項を了解し、下記事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、使用許可の取消等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと
- 2 本誓約書裏面の暴力団排除条項各号のいずれにも該当しないこと。
- 3 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

### 備考

- 1 提出者が法人その他の団体の場合にあつては、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

<暴力団排除条項>

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であること。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっていること。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用していること。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したこと。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したこと。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したこと。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したこと。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していること。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

第 号  
年 月 日

様

福岡県教育委員会教育長 印

「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった「ふくおか教育月間」イメージキャラクターの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

「ふくおか教育月間」イメージキャラクターの使用に関しては、「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用取扱要領の内容を遵守してください。

記

1 使用方法	
2 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
3 作成数	
4 使用条件	※ 承認内容に変更が生じる場合は申請すること
5 その他	

年 月 日

(あて先)

福岡県教育委員会教育長 殿

(申請者) 住 所

氏 名

(名称および代表者)

「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用承認変更申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた「ふくおか教育月間」イメージキャラクターの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

また、「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用取扱要領を遵守し、同要領第4条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

(変更の内容)

第 号  
年 月 日

様

福岡県教育委員会教育長 印

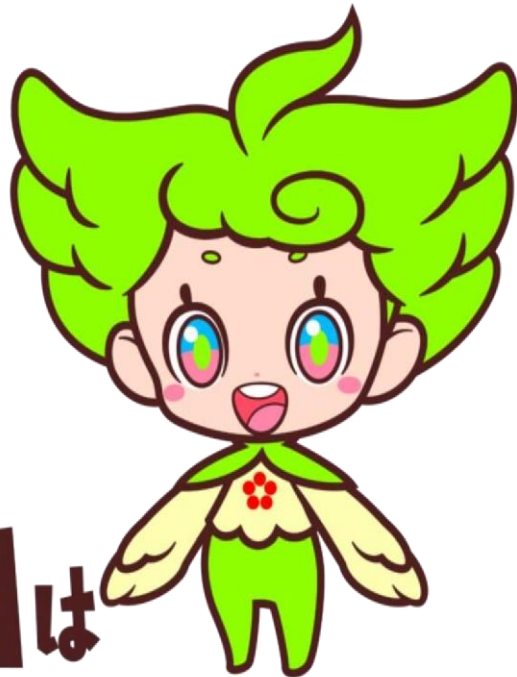
「ふくおか教育月間」イメージキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあった、「ふくおか教育月間」イメージキャラクターの使用承認を、下記の理由により取り消します。

記

承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
取消理由	

11月は  
ふくおか教育月間



			
C:50 M:0 Y:100 K:0	C:70 M:0 Y:0 K:0	C:0 M:0 Y:35 K:0	C:0 M:100 Y:100 K:0
			
C:0 M:20 Y:20 K:0	C:0 M:60 Y:0 K:0	C:0 M:80 Y:45 K:0	C:60 M:90 Y:80 K:50
			
C:0 M:50 Y:100 K:0			

